

海士町太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(平成 24 年 9 月 25 日海士町告示 19 号)

改正 平成 29 年 6 月 20 日告示第 19 号

改正 令和 2 年 3 月 18 日告示第 10 号

改正 令和 4 年 7 月 1 日告示第 25 号

改正 令和 5 年 4 月 1 日告示第 7 号

(目的)

第 1 条 海士町は、島内の再生可能エネルギー自給の促進を図ることを目的として、自ら居住する住宅に太陽光発電システム等（以下『システム等』という。）を設置するものに対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、海士町補助金等交付規則（昭和 41 年海士町規則第 12 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱による補助金を受けることができる者は、町内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅（店舗、事務所等の兼用住宅を含む）にシステム等を設置（住宅の新築に併せた設置を含む。）する者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 電力会社と電灯契約を結んでいる者であること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象設備及び補助金の額)

第 3 条 補助の対象となるシステム等にかかる補助金の額は、別表に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下『申請者』という。）は、対象設備の設置工事を着手する前に、補助金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定通知)

第 5 条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 6 条 前条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下『交付決定者』という。）は、工事が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 7 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及

び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が交付決定内容に適合するかを審査し、適合すると認められたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(帳簿等の管理)

第 8 条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(財産処分の制限等)

第 9 条 交付決定者は、補助金により取得した対象設備を町長の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象設備の要件	補助金の額
<p>太陽光発電システム</p> <p>(1) システムは、住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。</p> <p>(2) システムを設置する場所は、第2条の住宅又は、その敷地内とする。</p> <p>(3) 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）</p>	<p>出力1kWあたり4万円 （上限4kW、16万円）</p> <p>補助金の額は、太陽電池の最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に、4万円を乗じて得た額とする。 （千円未満の端数は切り捨てる）</p> <p>※補助金額は、出力1kWあたり県負担が2万円含まれている。</p>
<p>蓄電池設備</p> <p>(1) 蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。</p> <p>(2) システムを設置する場所は、第2条の住宅又は、その敷地内とし、上記太陽光発電システムの要件(1)を満たした住宅用太陽光発電設備が設置されていること（同時に設置する場合を含む。）。</p> <p>(3) 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）</p>	<p>20万円とする（千円未満の端数は切り捨て、設置経費を上限とする。）。</p> <p>※補助金額は、7万円までは県負担金が含まれている。</p>

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名

海士町太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

年度において、海士町太陽光発電システム等設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 補助事業の対象設備 太陽光発電システム
 蓄電池設備

- 2 太陽電池の公称最大出力 kW
蓄電池の蓄電容量 kWh

- 3 補助金交付申請額 円

- 4 設置場所住所 海士町大字 番地 (地区)

- 5 工事着工予定日及び
完了予定日 着工予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

- 6 添付書類
 - (1) 工事見積明細書
 - (2) システムを構成する太陽電池の最大出力が確認できる書類
 - (3) 蓄電池の蓄電容量が確認できる書類
 - (4) 現況写真
 - (5) その他

様式第 2 号（第 5 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

海士町長

海士町太陽光発電システム等設置費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました海士町太陽光発電システム等設置費補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

なお、この補助金は、要件を満たした設備について島根県の太陽光発電等導入支援事業補助金が充当されています。

記

1 補助事業の対象設備

- 太陽光発電システム
- 蓄電池設備
- 蓄電池設備（県補助対象外）

2 補助金交付決定額

円

様式第 3 号 (第 6 条関係)

年 月 日

海士町長 様

住所

氏名

海士町太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号をもって、交付決定のあった海士町太陽光
発電システム等設置費補助金の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定通知額 円
- 2 工事着工日及び完了日 工事着工日 年 月 日
工事完了日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) システム等の設置状況が確認できる書類及び写真
 - (2) 電力会社との電力需給契約の内容がわかる書類の写し
 - (3) 請求書
 - (4) その他